

子育て短期支援事業

保護者の方が、疾病などにより家庭において子どもさんを養育することが一時的に困難となった場合、また、母子が経済的理由により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、養護施設等において、一定期間、養育・保護を行うことにより児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

種別	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	夜間養護等(トワイライトステイ)事業																																			
利用できる人	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭において児童を養育できない場合 <ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾病、育児疲れ、看病疲れ、育児不安等身体・精神上的理由 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の理由 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加等社会的理由 ●母子で、経済的理由により、緊急一時的に保護を必要とする場合。(京都大和の家対象外) 	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合。その他緊急の場合。																																			
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する満18歳に満たない者をいう。 市内に住所を有する母子(児童の母その他女性の保護者及びその児童) 	市内に住所を有する満18歳に満たない者をいう。																																			
利用期間	7日以内。 ただし、必要があると認めるときは必要最小限の範囲内で期間を延長できる。																																				
利用料金(1日)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>慢性疾患児</th> <th>2歳未満児</th> <th>2歳以上児</th> <th>母親</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td colspan="4">0円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>1,100円</td> <td>1,000円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>その他の世帯</td> <td>5,350円</td> <td>2,750円</td> <td>750円</td> <td>750円</td> </tr> </tbody> </table>		慢性疾患児	2歳未満児	2歳以上児	母親	生活保護世帯	0円				市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	300円	その他の世帯	5,350円	2,750円	750円	750円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平日</th> <th>宿泊</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18時～22時</td> <td>22時～8時</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>750円</td> <td>750円</td> <td>1,350円</td> </tr> </tbody> </table>	平日	宿泊	休日	18時～22時	22時～8時	9時～17時	0円	0円	0円	300円	300円	350円	750円	750円	1,350円
	慢性疾患児	2歳未満児	2歳以上児	母親																																	
生活保護世帯	0円																																				
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	300円																																	
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円	750円																																	
平日	宿泊	休日																																			
18時～22時	22時～8時	9時～17時																																			
0円	0円	0円																																			
300円	300円	350円																																			
750円	750円	1,350円																																			

○申請時に必要な書類

	世帯	必要書類
1	全ての世帯	子育て短期支援事業申請書
2	全ての世帯	保険証
3	生活保護世帯	生活保護証明書
4	生活保護世帯以外の世帯	課税証明書(施設の初日利用日が4～6月の場合、前年度分の課税証明書)

○実施施設 ※申請窓口は、守口市子ども家庭センターとなりますので、以下の施設へ直接申し込むことはできません。

	施設名	電話番号
1	大阪水上隣保館 児童養護施設 遙学園	075-961-0041
2	大阪水上隣保館 乳児院	075-961-0091
3	救世軍社会事業団救世軍希望館	072-623-3758
4	京都大和の家	0774-98-3846
5	大阪乳児院	06-6458-1067
6	生駒学院	072-981-1005
7	ハピネス・ハーク	072-280-2525

裏面つづく

○ご利用にあたって

1 送迎について

- ・施設への送迎は、保護者または保護者に代わる方が行なってください。（ハピネス・ハーク以外）

2 食事について

- ・施設により、食事時間が若干異なります。（アレルギー等食事に制限がある場合はご相談ください。）

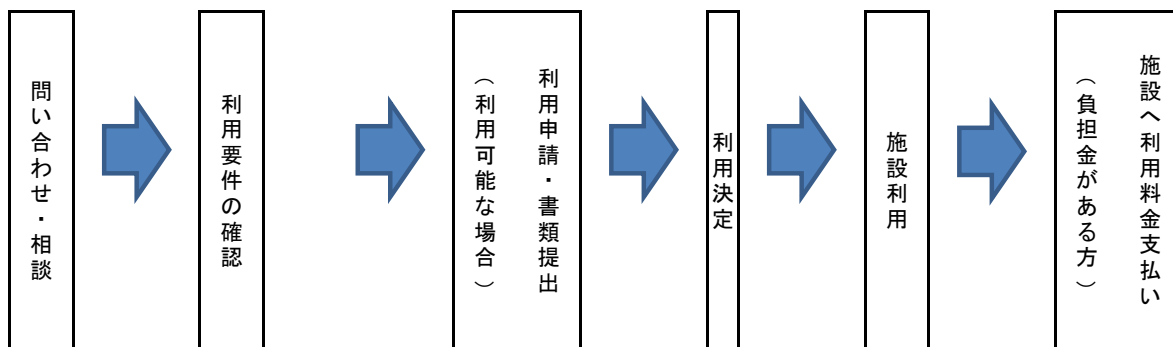
3 持ち物について

- ・保険証
- ・全ての持ち物にわかりやすく名前を記入してください。
- ・現金、携帯電話、ゲーム等のお預かりはできません。

4 注意事項

- ・予約した時間は、厳守してください。やむを得ず、送迎時間が変わる場合は、必ず子育て世代包括支援センター（☎06-6992-1655）に連絡してください。【月～金9:00～17:30以外の時間帯、土日祝は直接施設に連絡してください。】
- ・感染症罹患時のお預かりはできません。
- ・児童の健康状態によっては、お預かりをお断りする場合があります。また、お預かり後の健康状態によっては早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ・集団生活となりますので、利用中に感染症にかかることもあります。ご了承ください。
- ・施設に損害を与えた場合は、保護者の方に別途負担していただく場合があります。
- ・施設の状況により利用の希望にそえない場合があります。

○利用の流れ



問い合わせ先

守口市 こども部 こども家庭センター

☎ (06)-6992-1655